

公益社団法人 鳥取県不動産鑑定士協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鳥取県不動産鑑定士協会(以下「本協会」という。)という。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、土地基本法及び不動産の鑑定評価に関する法律に則り、不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。以下同じ。)の資質の向上と不動産鑑定評価に関する業務の進歩改善及びこれら成果の公益的かつ社会還元的な活用を図ることにより、土地等の適正な利用及び価格の形成と県民生活の安定向上に寄与し、もって、不動産鑑定評価制度及び鳥取県の健全かつ一層の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産鑑定評価の業務及び制度に関する研修会の開催、調査研究、提言など、不動産鑑定評価の業務及び制度の進歩改善と普及発展、並びに不動産鑑定士の資質の向上のために行う事業
 - (2) 土地等の利用及び災害とその歴史等に関する有用な情報の提供、調査研究及びこれらへの支援など、土地等の安全かつ適正な利用による地域づくりと県土の健全な発展に寄与するために行う事業
 - (3) 不動産に関する無料相談等と土地価格等に関する有用な情報の提供など、県民の安心で安全な生活環境の確保に寄与するために行う事業
 - (4) 国及び地方公共団体等が行う公的土地評価を始めとした地価の調査事業等における価格の均衡と適正化を図るための各種支援など、土地等に関する適正な価格の形成に寄与するために行う事業
 - (5) 不動産鑑定評価において必要な不動産取引価格情報を始めとした各種の資料・情報の収集、整備及び提供など、不動産鑑定評価業務の適正な実施の確保・推進と、前各号の事業の支援のために行う事業
 - (6) その他本協会の目的達成のために必要な事業を行うこと
- 2 前項の事業は鳥取県において行うものとする。
 - 3 本協会は前条の目的達成のため、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会(以下「連

合会」という。)と協力して第1項に掲げる事業の公正かつ適正な実施に努める。

第3章 会員及び会費

(種別及び資格)

第5条 本協会の会員は正会員、特別会員及び名誉会員とする。

- 2 正会員は、鳥取県内に住所地又は勤務地を有する不動産鑑定士とする。
- 3 特別会員は、次に掲げるいずれかの者で理事会の承認を得たものとする。
 - (1) 不動産鑑定評価について経験豊富な者
 - (2) 本協会の運営について専門知識を持つ者
- 4 名誉会員は、本協会に特に功労があった者又は学識経験者で、理事会で推薦されたものとする。
- 5 本協会の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員は、第2項の者とする。

(入会)

第6条 正会員又は特別会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 正会員及び特別会員の入会は、理事会においてその認否を決定し、それぞれ会長が本人に通知するものとする。
- 3 名誉会員の入会は、理事会で推薦し、会長が本人に通知し、本人が承諾するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員となった者は、会費規則に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員となった者は、会費規則に定める会費を納入しなければならない。

(会員の義務)

第8条 会員は、本協会の定款及び諸規則等を遵守し、秩序及び信用を重んじ、その品位を傷つける行為をしてはならない。

(資格喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、その会員としての資格を喪失する。

- (1) 第10条に基づき退会したとき。
- (2) 第11条に基づき除名となったとき。
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 後見開始または保佐開始審判を受けたとき。
- (5) 不動産の鑑定評価に関する法律第20条の規定により不動産鑑定士の登録を削除されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出することにより、いつでも退会す

ることができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
- (2) 本協会の名誉を毀損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他この定款又は規則若しくは規程で定める事項に違反したとき。

2 前項により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し除名の決議を行う総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(懲戒)

第12条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て会長がこれを懲戒することができる。

- (1) 本協会の定款、規則若しくは規程又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 会員としての品位を著しく損なう行為又は秩序を乱す行為をしたとき。

2 理事会における懲戒の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その4分の3以上に当たる多数をもって行うものとする。

3 前項の規定により会員を懲戒しようとするときは、懲戒の決議を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

4 会長は、会員を懲戒したときは、次の総会に報告しなければならない。

5 前各項及び次条に定めるもののほか、懲戒に関する事項は、理事会の定めるところによる。

(懲戒の種類)

第13条 懲戒は、次の2種とする。

- (1) 戒告
- (2) 1年以内の会員資格の停止

(抛出金品の不返還)

第14条 会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、いかなる理由があっても返還しない。

第4章 総会

(構成)

第15条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 特別会員及び名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

3 第1項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の一部免除
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 総会は、通常総会を毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示した書面を提出して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要を含む。）
- (3) 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使できることとするときは、その旨、法人法第41条に定める議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「社員総会参考書類」という。）に記載すべき事項及び議決権行使の期限

4 会長は、総会の日の10日前までに会員に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合にはその期間を短縮することができる。

5 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 社員総会参考書類
- (2) 議決権行使書

(議長)

第19条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(特別決議)

第22条 前条の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他法令又はこの定款で定められた事項

(議決権の代理行使)

第23条 総会に出席できない正会員が代理人によってその議決権を行使する場合には、当該正会員又は代理人は、理事会が別に定める代理権を証明する書面を協会に提出しなければならない。

2 前項に定める書面は代理行使する総会の開始時刻までに提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第24条 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、総会に出席できない正会員は第18条第5項に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その正会員は総会に出席したものとみなし、当該議決権の数を第21条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定及び選任)

第26条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上5名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事及び監事は、総会の決議により選任する。
 - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
 - 4 理事のうち1名を会長とし、会長以外の1名を副会長とし、必要に応じ専務理事1名を置くことができる。
 - 5 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 6 理事会は、会長、副会長及び専務理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(役員構成の制限)

第27条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係がある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に親密な関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 前第2項の規定は、監事についても同様とする。
- 4 本協会の監事には、本協会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担する。
- 4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法

令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告する。

(4) 理事会に出席し、意見を述べること。

(5) 第3号の報告をするため必要と認めるときは、会長に理事会の招集を請求すること。

(6) その他法令で定める職務

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、総会において別に定める費用弁償に関する規程により、その職務を行うための費用を弁償することができる。

(役員責任の免除)

第33条 本協会は、法人法第111条第1項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因になった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として総会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職
- (4) 重要な使用人の選任及び解任
- (5) その他法令又はこの定款に定める事項

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長又は専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、理事会開催のつど議長を選任する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議においては、代理人又は書面による議決権の行使は認められない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、当該決議すべき提案について可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第40条 本協会に第4条に掲げる事業の企画立案のため、理事会の定めるところにより、必要に応じ委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員長、副委員長及び委員は、理事会において選任する。

第8章 資産、会計、事業計画等

(会計の原則)

第41条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとし、その基準は会長が理事会の決議を経て定める。また、これを変更する場合も同様とする。

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 会長は、毎事業年度の開始の前日までに、次の書類を作成し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の承認を受けた書類については、その内容を直近の総会に報告しなければならない。

3 第1項の承認を受けた書類については、当該年度が終了するまで主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(長期借入金)

第44条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、用途及び借入条件を明示して、総会の承認を得なければならない。この承認には、第22条の特別決議を適用する。また、用途及び借入条件を変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(余剰金分配の禁止)

第46条 本協会は、会員に余剰金を分配してはならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 47 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 45 条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 本協会の定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第 49 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 50 条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 51 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 事務局

(設置)

第 53 条 本協会に事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 事務局の職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運用に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 雑 則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の会長は、野口淑文とする。
- 3 本協会の最初の副会長は、鷺見正善とする。
- 4 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度翌事業年度の開始の日とする。
- 5 第6条第3項及び第7条第2項の改正は、令和3年8月17日から適用する。
- 6 第26条第1項第1号の改正は、令和5年5月26日から適用する。
- 7 第26条第2項の改正は、令和7年5月23日から適用する。